

TKC全国会結成50周年を祝して

衆議院議員
公明党中小企業政策研究議員懇話会会長
富田 茂之

政治の世界と全く無縁であった弁護士時代、私の経営する法律事務所の顧問税理士をお願いしている加瀬昇一先生のご紹介で、TKC千葉会の研修会にて平成3年・4年と2度にわたり、「暴力団対策法について」「監査役の第三者責任」等の講義を担当させていただきました。平成5年衆議院に初当選した翌平成6年の夏に、幕張プリンスホテルで開催された第11回全国役員懇話会で初めて飯塚毅会長とお会いしました。「弁護士の経験を生かしてコンピューター会計法の制定に取り組みたい」等とご挨拶させて頂いたところ、わざわざ私に歩み寄られて、「前のお二人の先生に比べて随分若そうだが、あなたの話が一番面白かった」と声をかけて下さいました。次に、TKC千葉会の秋期大学でお会いした際には、飯塚会長が私の姿を見つけて駆け寄ってこられ、「コンピューター会計法の研究は進んでいるか?」と、大きなお体を前かがみにして、お口から泡を飛ばさんばかりの勢いで私に迫ってこられました。余りの迫力に、これは真剣に取り組まないと大変なことになるなど肝を

冷やしました。平成7年5月に、飯塚会長に新進党会合でご講演を頂いたのを契機に、新進党・自民党に関連の議員連盟が設立され、環境整備が整い、平成10年3月「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」が成立しました。私も、衆議院の大蔵委員会で同法の意義・問題点につき質問する機会を得、飯塚会長とのお約束の一部でも果たすことができたかなと思っております。

平成9年3月4日、TKC全国政経研究会事務局長の高田順三氏より、1枚のFAXが送られてきました。そこには、「税理士登用が狭まる—自治体外部監査で答申」との新聞記事と、「何故税理士は登用されないのでしょうか。野党として当然対案を出すべきと思われますがいかがでしょうか。」とのメッセージが記されていました。尻を叩かれる思いで、野田毅政審会長、村井仁税調事務局長に相談したところ、新進党として正式に修正案を出すことを決定。早速、地方行政委員会自民党、新進党各筆頭理事に根回しを開始。高田さんにもお二人の事務所へ説明に行ってもらいました。新進党の積極的な動きを見て、自民党も、一旦閣議決定までした法案を修正する為の党内手続きのやり直しに動き出しました。この間、公認会計士政治連盟等よりいろいろな注文が出てきましたが新進党の藤井税調会

長、自民党の衛藤議員が適切な対応をして下さり、最終的に私の委員会における質問で、税理士登用の必要性を強調して決着をはかることになりました。TKCの先生方から普段伺っている「巡回監査」の例も示し、質問を行うことができ、地方制度調査会の答申を覆して、税理士の登用を実現する事ができました。

平成16年9月、第2次小泉改造内閣の法務大臣政務官に就任し、平成17年通常国会に、会社法案を提出しました。国法では、TKCの先生方に最も活躍して頂ける会計参与制度を創設するとともに、「株式会社は法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない（432条）」と規定しました。篠澤忠彦先生、坂本孝司先生、高田さんに法務省まで来て頂き、私の司法修習同期の担当参事官を説得して頂いた成果です。これにより、飯塚会長の永年のご主張であった会計帳簿の信頼性確保のための記帳条件の明確化を一步前進することができたのでは、と自負しております。

平成19年、財務副大臣として、深田一弥先生の強力なサポートの下、特殊同族会社の役員給与の損金不算入制度における適用除外基準の基準所得金額を1600万円まで引き上げました。

TKC全国会の先生方と共に闘し、数々の政策を実現できた事
は私の誇りです。